

三重県農業農村整備計画（仮称）
（中間案）

～農業及び農村を支える生産基盤を
次世代に継承するために～

三 重 県

目 次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

1 人口減少・高齢化社会の到来	4
2 食料自給率の低下	5
3 グローバル化の進展	6
4 防災意識の高まり	6
5 環境問題への対応	6
6 人びとの価値観やライフスタイルの変化	7

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性	8
2 農村の防災減災	11
3 農村の活力	12
4 農業及び農村の多面的機能	13

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割	15
2 取組展開に向けた基本視点	16
3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿	18

第5章 整備方針と主要取組

1 農業生産性の向上	19
2 安全・安心な農村づくり	20
3 農村の総合的な振興と活性化	21
4 多面的機能の維持・発揮	22

第6章 計画の推進体制

1 推進体制	25
--------	----

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業及び農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、国土の保全、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能の発揮を通じ、県民の皆さんの暮らしの安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、これらの機能は健全な農業生産活動や農村地域に住む人びとの様々な活動により、維持・強化されてきました。

一方、外食や中食の拡大による食生活の変化や、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）・TPP（環太平洋経済連携協定）等による経済のグローバル化の進展など、農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。このため食料自給力の向上のほか、外食産業や食品加工業などの実需者ニーズや消費者ニーズに対応した付加価値向上のさらなる推進が求められています。

こうした状況の中、国は農林水産業・農山漁村の活力を取り戻すために、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）を取りまとめ、農林水産業を産業として強くしていくための「産業政策」と、国土保全といった多面的機能を発揮するための「地域政策」を車の両輪として取り組むとの方針のもと、「国内外の需要の拡大」、「需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖の構築」、「農地中間管理機構を通じた農地の集約化、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し」、「農村の多面的機能の維持・発揮」の4つの柱を軸に政策を再構築したところです。

また、三重県では「幸福実感日本一」をめざして「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づき、農業及び農村の振興施策に取り組んでいるほか、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づいて、その具体的な取組方向を示した基本計画を策定し、農業及び農村の活性化に関する農業農村整備^{*}の施策等に取り組んでいます。

こうした取組により、農業用水路のパイプライン化など高度な基盤整備による担い手への農地集積率の向上や、多面的機能の維持増進に向けた活動を行う集落が大幅に増加するなど一定の成果をあげてきました。しかしながら、農村地域における人口減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷など三重県の農業及び農村を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあります。このため、農業農村整備の分野では、これまでの取組をさらに充実・強化するとともに、老朽化が進行している農業水利施設等への対応や近い将来に発生が危惧される大規模地震への備えなど、様々な課題に対して的確に対応していく必要があります。

三重県農業農村整備計画は、こうした認識のもと、三重県の農業の持続的な発展と農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するとともに、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた基盤づくりを進めるために、農業農村整備のめざす方向を示し、その実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

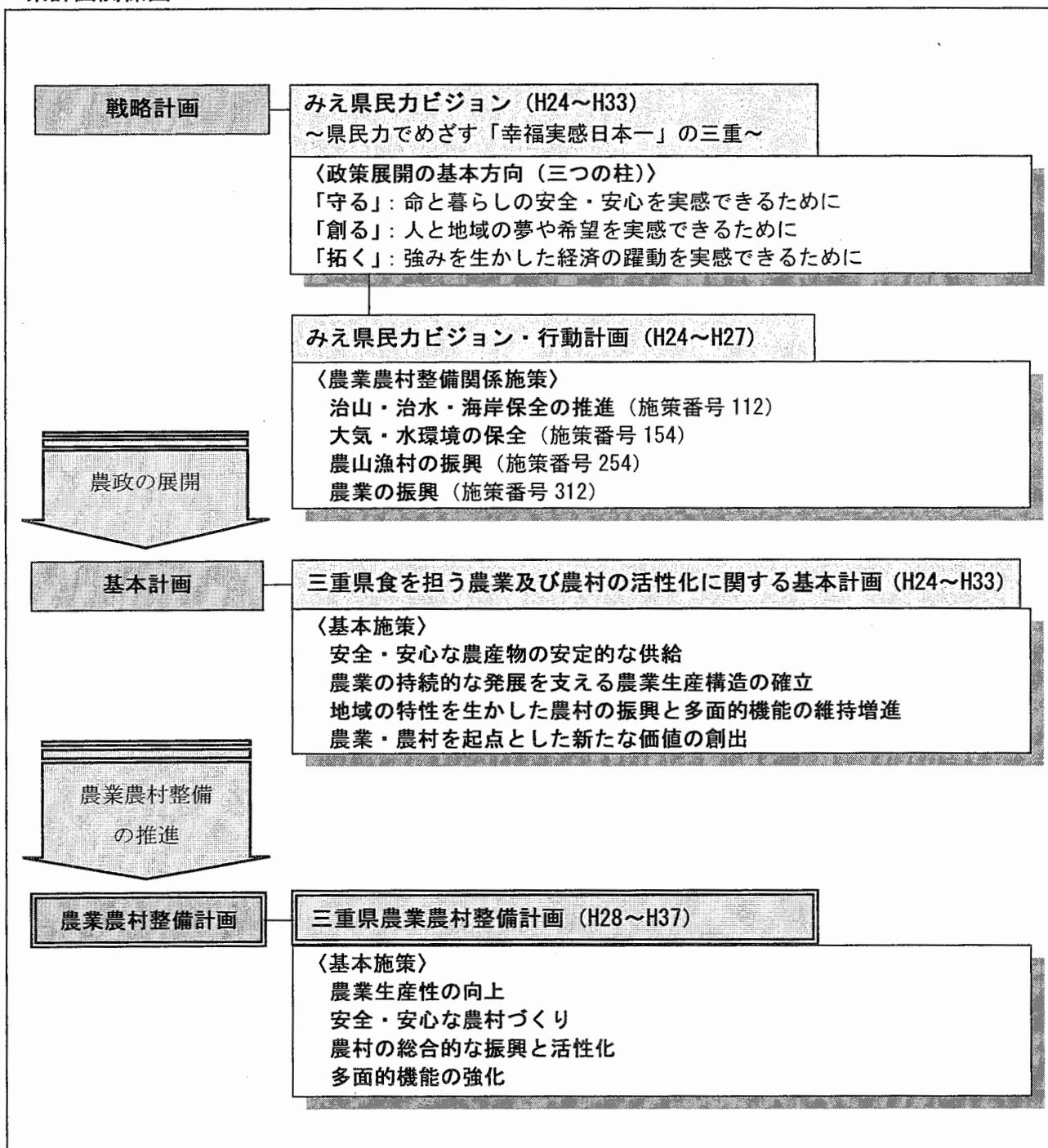
^{*}農業農村整備：農業を営むために必要な用排水路、農道、ほ場整備などのハード事業や、農村の環境整備、施設維持管理などのソフト事業等を含む施策の総称。

2 計画の位置づけ

この計画は、県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」及びこれを推進するための中期戦略「みえ県民カビジョン・行動計画」並びに「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画です。

計画の目標達成に向けては、県、市町、土地改良事業団体連合会・土地改良区など関係者全てが三重県農業農村整備のめざす方向を共有し、連携・協働により行動していくことをめざしています。

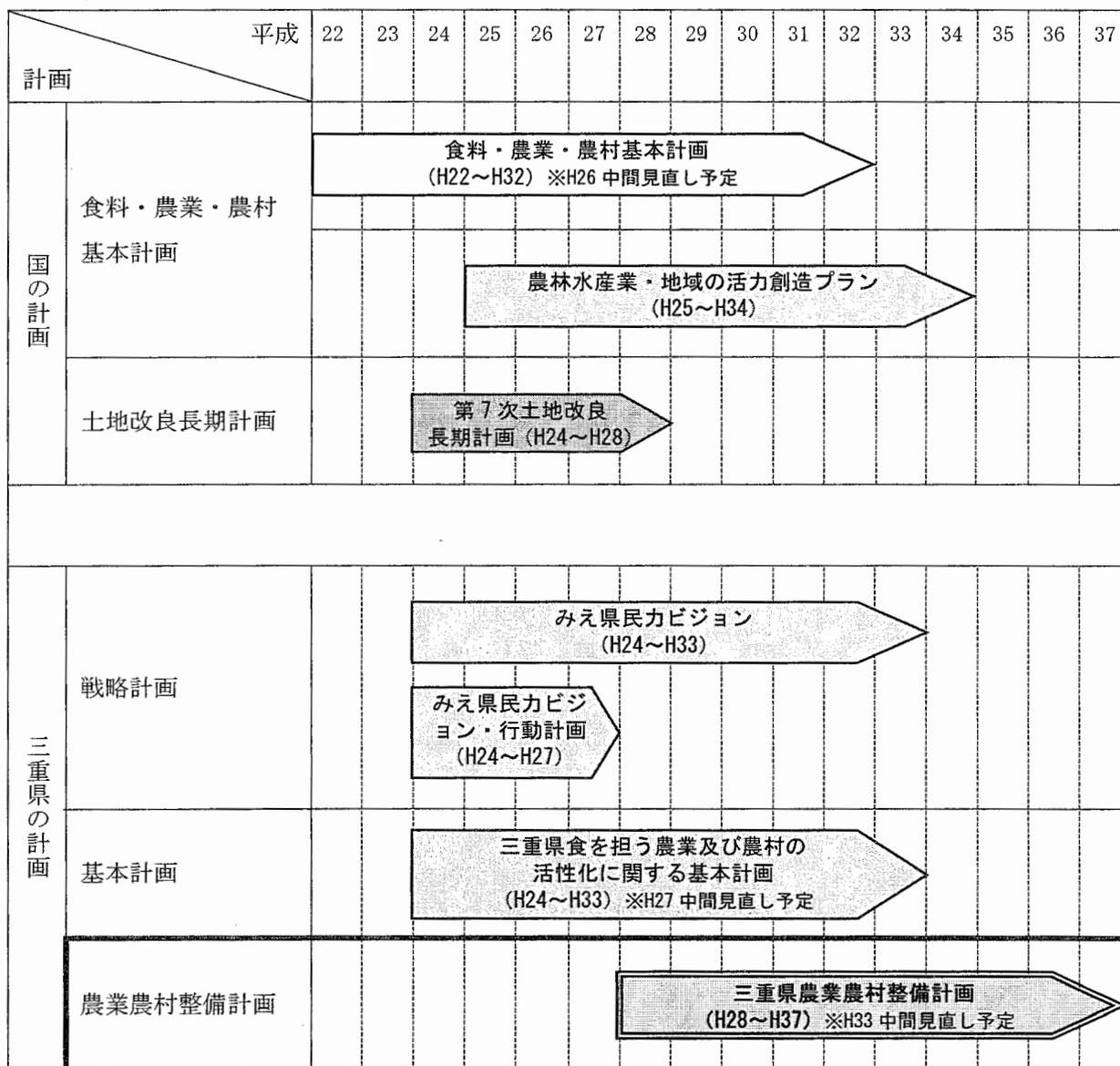
県計画関係図



3 計画期間

この計画は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 37 年度（2025 年度）を目標年度とする 10 か年計画としています。農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農業農村整備事業が実施できるよう、おおむね 5 年で見直す予定としています。

国・県計画の動向



第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

1 人口減少・高齢化社会の到来

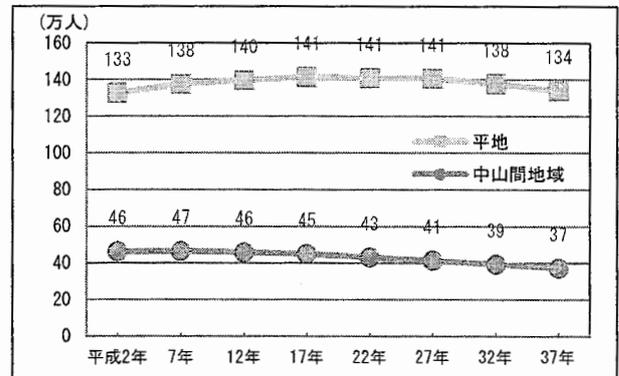
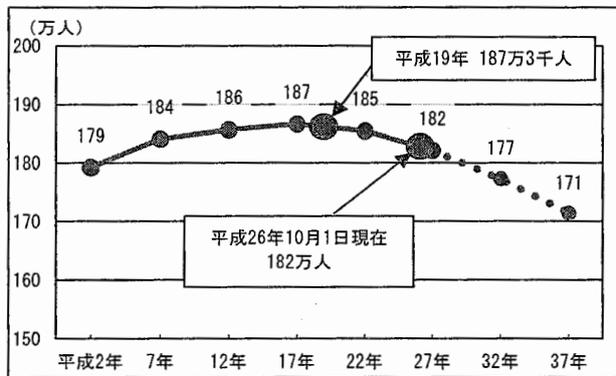
(1) 人口減少

三重県の総人口は、平成19年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向に転じ、平成22年には約185万人、平成26年10月1日の総人口（推計人口^{※1}）は約182万人となっています。この傾向が継続した場合、整備計画の目標年度（平成37年度）における三重県の総人口は、ピーク時（平成19年187万3千人）と比較して10%少ない約171万人と推計されています。平地と中山間地域^{※2}をそれぞれ集計すると、平地の人口は、平成17年頃をピークに減少し、平成37年は約134万人と推計されています。中山間地域の人口^{※3}は、平成7年頃をピークに減少し、平成37年にはピーク時に比べ約20%減少すると推計されています。

※1 総人口（推計人口）：三重県統計課が平成22年国勢調査人口等基本集計結果を基礎として、各市町から報告された住民基本台帳における動態結果を加減した数値。

※2 中山間地域：三重県農林水産統計年報の農業地域類型区分のうち中間農業地域または山間農業地域に分類されている市町。ただし、市町単位で農業地域類型区分がされている最終年である第53次（H17～H18）を用いた。

※3 中山間地域の人口：中山間地域の市町別の国勢調査の総人口（平成22年以前）及び「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（平成27年以降）を年次毎に集計した。



出典：総人口：「国勢調査」総務省、三重県調べ

推計人口：「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

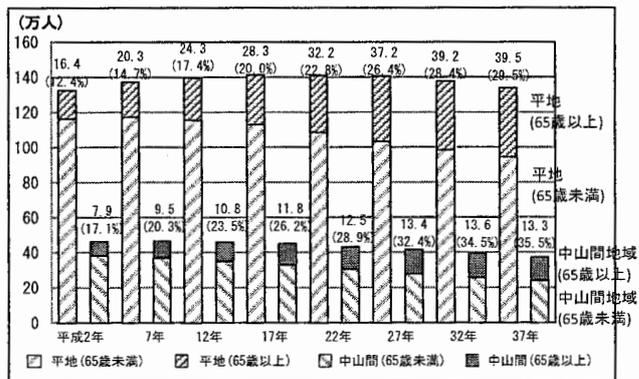
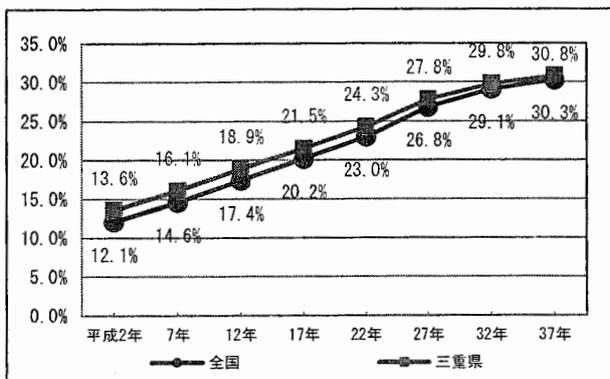
図 総人口の推移及び推計

図 平地及び中山間地域別人口の推移及び推計

(2) 高齢化

総人口に対する65歳以上の人口の割合は、平成2年には全国では12.1%、三重県は13.6%でしたが、それ以降は増え続け、整備計画の目標年度（平成37年度）には、全国は30.3%、三重県は30.8%になると推計され、全国と同様に三重県でも高齢化が進行しています。

また、三重県の65歳以上の人口の推移をみると、平成2年には平地で約16.4万人（平地総人口の12.4%）、中山間地域で約7.9万人（中山間地域総人口の17.1%）でしたが、それ以降は増え続け、整備計画の目標年度（平成37年度）には、平地で約39.5万人（平地総人口の29.5%）、中山間地域で約13.3万人（35.5%）になると推計されています。中山間地域における高齢化は、平地部に比べると一層早く進行しています。



出典：総人口：「国勢調査」総務省

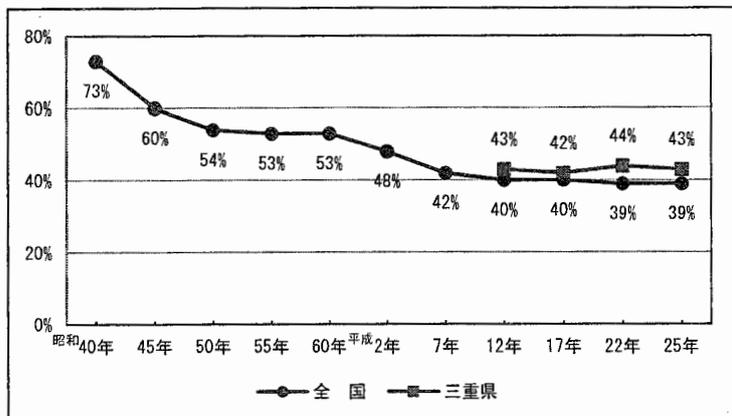
推計人口：「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

図 65歳以上の人口割合の推移及び推計

図 65歳以上の人口の推移及び推計

2 食料自給率の低下

我が国の食料自給率（カロリーベース）は、国民の食生活の変化や国内農業生産力の低下などにより、近年は40%程度と低い水準で推移しています。また、三重県の食料自給率は、「地産地消ネットワークみえ」等による地産地消運動の推進などにより、国を上回る42～44%で推移していますが、依然として低いのが現状です。



出典：「食料自給率の推移」農林水産省

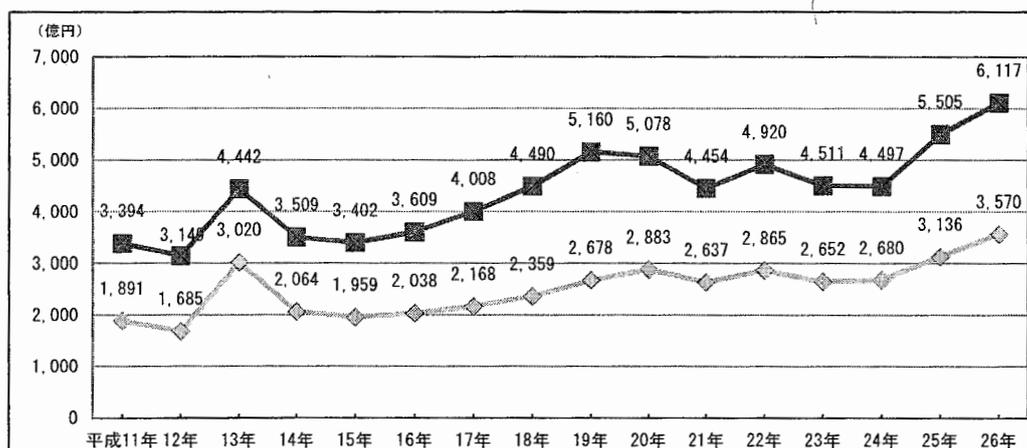
図 食料自給率の推移

3 グローバル化の進展

我が国の「食」の市場規模は、少子高齢化などにより縮小傾向にあり、TPP 交渉の結果によっては、更なる輸入拡大や価格の下落による生産額の減少など、国内農産物への影響も懸念されています。

一方、国では、新たな成長戦略「日本再興戦略 改訂 2014」において、輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得に向け、農林水産物・食品の輸出額を平成 32 年には 1 兆円とすることを目標としています。

三重県においても、県の強みや魅力を海外に展開するための「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を平成 26 年 3 月に設置し、本格的な輸出事業の実施に向け取り組んでいるところです。



出典：「農林水産物輸出入統計」農林水産省

図 我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移

4 防災意識の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの人命や財産が失われました。また、同年 9 月に発生した紀伊半島大水害^{*}は、県南部に甚大な被害をもたらしました。さらに、平成 26 年 8 月の台風 11 号の際には、東海地方で初めてとなる大雨特別警報が県内に発表され、四日市市、鈴鹿市の全域などを対象に避難指示が発令されました。

こうした自然災害を踏まえ、南海トラフ地震など大規模な地震や津波を想定した防災減災対策や豪雨等による風水害の未然防止対策など、安全・安心に対する意識が高まっています。

^{*}紀伊半島大水害の被害状況：人的被害 20 名、家屋被害 2,763 戸、農業用施設被害 543 箇所、農産被害 8,037ha、農地被害 428 箇所。

5 環境問題への対応

世界的な人口増加や経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加していることなどにより、温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しています。こうした環境問題への対応や、東日本大震災に伴う原発事故を契機として、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。

また、地域開発等によって自然環境が悪化した地域では、里地・里山の消滅等に伴い生物多様性が喪失し、絶滅のおそれがある種として環境省版レッドリストに指定される種が増加する傾向

があります。こうしたことから、施設整備等を行う場合には環境に配慮することが必要です。一方、農業生産活動は自然循環機能を有しており、適切な農業生産活動は、農地等において良好な二次的自然環境を形成するとともに、自然環境の保全や多様な生物の生息場を提供するなどの機能を発揮しています。

6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

近年、都市住民を中心に豊かな自然や美しい田園風景を有する農村に、やすらぎや癒しを求める意識が高まっています。都市と農村の交流を推進することは、お互いの地域の魅力を分かち合い理解を深めるとともに、農村地域の活性化にも重要な役割を果たしています。

今後とも、こうした傾向はますます強くなっていくものと考えられ、一人ひとりが互いの個性や、違いを認め合い、それぞれの価値観に応じたライフスタイルの選択の可能性を広げていくことが求められています。

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性

農業就業者は年々減少し、高齢化が進行するとともに、農業産出額については農産物価格の低迷等の影響を受け減少しています。農業の経営安定に向けて「収益性の高い農業」を実現するためには、優良農地の維持・保全、農作業の省力化及び担い手への農地利用集積などにより農業生産性を向上させることが必要です。

(1) 優良農地の維持・保全と機能向上

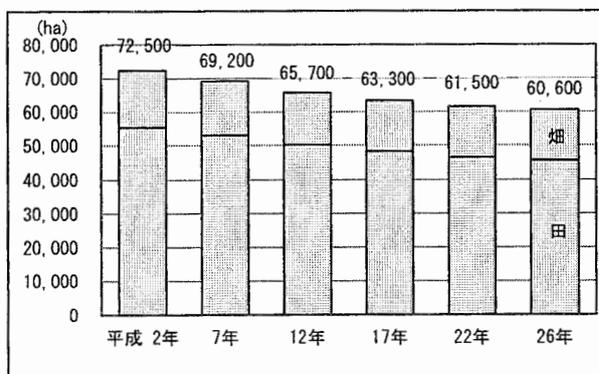
◆現状

- ・ 三重県の耕地面積は、平成2年の72,500haから平成26年には60,600haとなり、11,900ha(16%)減少し、農業生産の基盤となる農地が失われつつあります。
- ・ 耕地利用率は、平成17年まで減少傾向にありましたが、近年は水田の有効活用の推進に伴う麦・大豆等の転作作物の生産拡大によって90%程度まで回復しています。
- ・ 耕作放棄地は、中山間地域を中心に平成2年の4,921haから平成22年の7,223ha(耕地面積全体の11.7%)に増加しています。
- ・ 県内のほ場整備率は、要整備面積43,000haに対して、平成25年度末までに36,040haの整備が完了しています(整備率83.8%)。これらの農地は、優良農地として生産性の高い農業の展開に寄与しています。

◆課題

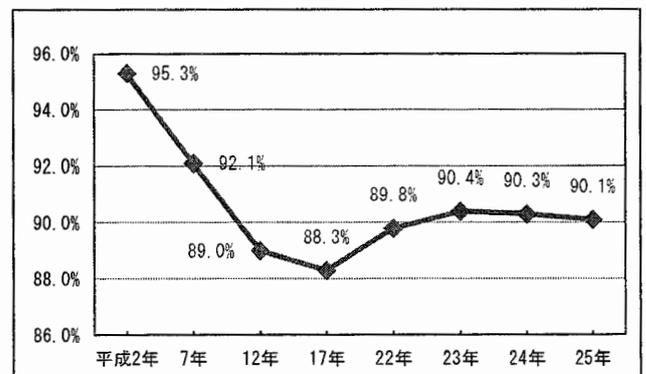
ほ場整備を実施していない農地では、経営規模の拡大や担い手への農地集積による生産性の向上を図ることが困難な状況です。このため、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、経営規模の拡大に不可欠なほ場の区画拡大や水田の有効利用をさらに拡大するための排水条件の改善を図るなど、優良農地として維持・保全していくことが必要となっています。

また、柔軟な土地利用によるまちづくりの推進など、総合的な土地利用が進められる中、農地転用許可権の地方移譲などの新制度を活用し、優良農地を維持・保全していくことが必要となっています。



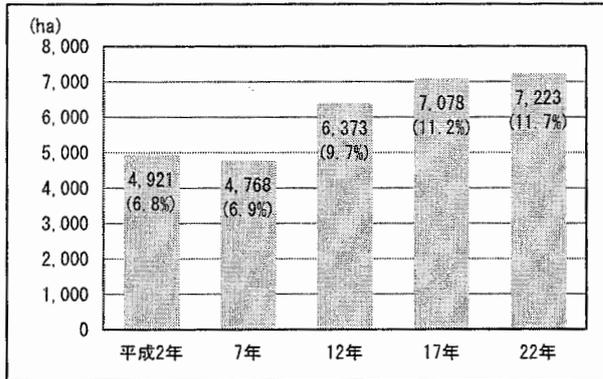
出典：「耕地及び作付面積統計」農林水産省

図 耕地面積の推移



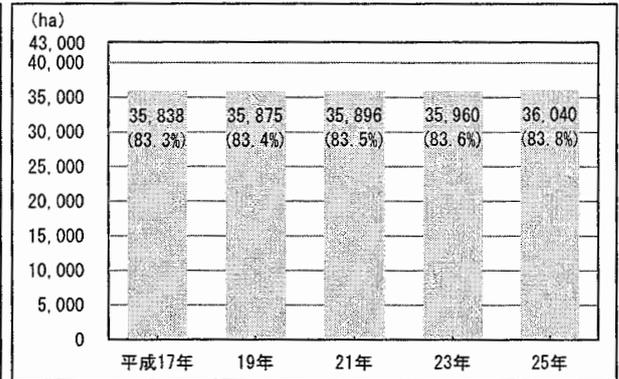
出典：「耕地及び作付面積統計」農林水産省

図 耕地利用率の推移



出典：「農林業センサス」

図 耕作放棄地の推移



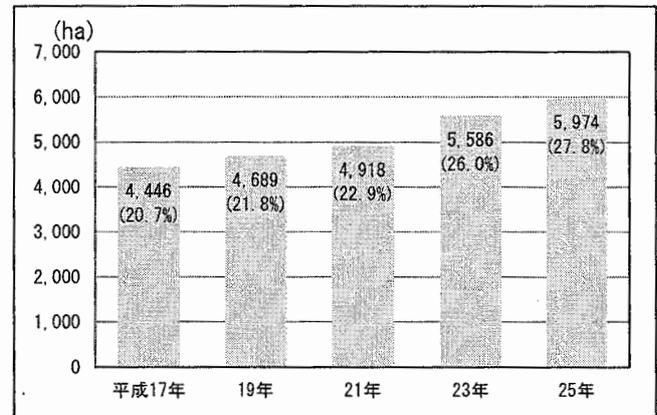
出典：三重県調べ

図 ほ場整備面積及び整備率の推移

(2) 農業用水のパイプライン化などによる水管理の省力化

◆現状

- ・農業用水路をパイプライン化したほ場では、水管理作業や維持管理の省力化、水資源の有効利用が可能となり、農業生産性の向上に寄与しています。
- ・県内のパイプライン化整備率は、要パイプライン化整備面積 21,500ha に対し、平成 25 年度末までに水田を中心に 5,974ha の整備が完了し、27.8%となっています。



出典：「三重県農林漁業の動き」P. 38

図 パイプライン化整備面積及び整備率の推移

◆課題

パイプライン化整備率は徐々に上昇しているものの、まだまだ多くのほ場において水管理作業が農家の大きな負担になっています。これらの負担軽減に加え、担い手への農地利用集積や、地域の実情に即した営農しやすい環境づくりのため、パイプライン化による水管理や維持管理の省力化を推進していく必要があります。

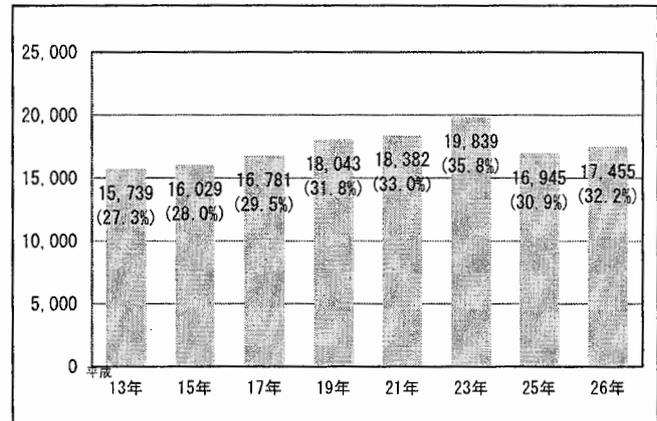
(3) 担い手への農地の集積・集約化

◆現状

・三重県における担い手への農地利用集積面積及び集積率は、ほ場整備が実施された農地を中心に増加傾向にあり、生産性の高い農業が展開されています。

◆課題

農地集積率が低い水準（平成26年：32.2%）にとどまっている要因のひとつとして、集積を可能とするための生産基盤が十分に整備されていないことが考えられます。このため、関係者間での話し合いによる土地利用調整に加えて、区画整理や排水条件の改善など、認定農業者、農業法人、集落営農組織等の農業を支える担い手のニーズに応じた生産基盤づくりが必要となっています。



備考：平成25年より、生産物の販売受託を含まない作業受託のみの面積で、経営権がない集積面積は、集積に含めないこととしたため、平成25年の値は減少しています。

出典：三重県調べ

図 農地利用集積面積及び集積率の推移

2 農村の防災減災

農村で暮らす人びとが安全で安心な生活を営むには、「農業用ため池の決壊による洪水被害の未然防止」、「浸水・湛水被害の未然防止」、「地震・高潮被害の未然防止」など大規模災害に備えた防災減災の取組を強化するとともに、大規模災害が発生した場合の被害軽減と早期復旧を図る必要があります。

(1) 農業用ため池の決壊による洪水被害の未然防止

◆現状

- ・ため池が集中豪雨や地震により決壊すると、洪水・土砂災害が発生し、ため池下流域の農地、家屋、公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあります。
- ・県内のため池（3,159箇所）の多くは江戸時代以前に築造されており、老朽化の進行が顕著です。
- ・平成26年度末までに農業農村整備事業で改修されたため池は、236箇所（全体の7.5%）で、うち耐震対策済は41箇所（1.3%）にとどまっています。

◆課題

人命や財産への甚大な被害が想定されるため池は、早急に補強対策等が必要です。しかし、緊急的に整備が必要なため池は数が多く、一度に整備することはできません。このため、堤体の老朽状況だけでなく下流域の幹線道路や人家、公共施設等の有無など、決壊時に想定される被害状況も考慮し、総合的な判断の上、優先順位を付けて計画的に改修を進めていく必要があります。

また、これらの改修と併せて、ハザードマップの作成などのソフト対策を進め、災害発生時の地域住民の避難経路、避難場所に関する情報提供を行うなど、被害の軽減対策が必要です。

(2) 浸水・湛水被害の未然防止

◆現状

- ・排水機場は、集中豪雨などによる洪水の排除を目的とする重要な施設です。桑名市、木曾岬町などにみられる海拔0メートル地帯など低平地では、排水ポンプによる機械排水に依存しており、既存の排水機場は湛水被害の未然防止を図る上で重要な役割を果たしています。
- ・これまでに湛水防除事業等により152箇所の排水機場を整備してきましたが、平成25年度末にはこのうち96箇所（全体の63%）が耐用年数を超え更新時期を迎えています。

◆課題

多くの施設が更新時期を迎える中、老朽化による機能低下の回復や増大する維持管理費の節減のために、機能診断、耐震診断の結果に基づいて、優先順位をつけて施設の計画的な更新や長寿命化、耐震対策を行う必要があります。

また、大規模災害が発生した場合に備えて、農業用施設の被害軽減と早期の機能回復に取り組むための体制づくりが課題となっています。

(3) 地震・高潮被害の未然防止

◆現状

- ・三重県の海岸は南北 1,100km に及んでおり、このうち農地を保全するための海岸堤防は、伊勢湾台風等を契機に約 1,000 箇所、92km が整備され、地震、津波や高潮による背後農地への被害の未然防止や軽減の役割を果たしています。

◆課題

海岸堤防等の築造から50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、施設の機能保全が課題となっています。また、三重県沿岸部は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、南海トラフ地震の特徴を踏まえた予防保全、応急対策を検討し、推進する必要があります。

(4) スtockマネジメント*の推進

◆現状

- ・三重県では、これまで農業農村整備事業により約 2,000 地区で農業生産基盤の整備が行われ、農業及び農村の発展に寄与してきました。
- ・過去に整備した施設のうち、耐用年数が経過した施設の多くは老朽化が進み、施設の維持管理にかかるコストが増加しています。

◆課題

農家のみなさんが、安全で安心して農業に従事できる農業生産基盤を維持していくためには、これらの施設の機能保全を実施することが必要となっています。

更新が必要な施設は、施設の劣化状況が施設毎に異なることから、優先順位を定めて機能診断調査を実施し、必要な対策を効率的に進めていくことが必要となっています。

※ストックマネジメント：農業水利施設などの定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称

3 農村の活力

農村活力の維持・強化により、農村が活性化されるためには、「中山間地域の総合的な整備」「農村の交流・活性化を促す基盤整備」「再生可能エネルギーの導入促進」など地域の特性を踏まえた営農条件の改善や居住空間の整備などの取組を進めるとともに、地域資源の活用によって地域の活力と魅力を向上させる必要があります。

(1) 中山間地域の総合的な整備

◆現状

- ・県の総面積の過半を占める中山間地域は、傾斜地が多く、ほ場が狭隘で不整形など、農業生産条件が不利なことから、生産性が低いのが現状です。

- ・集落によっては、高齢化や人口減少の急速な進行、耕作放棄地の増加等により、集落としての機能を維持することが困難な状況となっています。

◆課題

中山間地域では、基幹産業である農業の振興を図るための生産基盤の整備と、農村集落の居住環境を改善するための環境整備を総合的に進めることが必要です。

(2) 農村の交流・活性化を促す基盤整備

◆現状

- ・都市住民のニーズが多様化し、農村の自然や地域住民とのふれあいを求める傾向が高まっています。
- ・農村地域では高齢化や人口減少が進行し、特に中山間地域では農村の活力低下によって、美しい農村景観や生態系を育む水辺環境などの地域資源が失われつつあります。

◆課題

農村地域の交流・活性化を図るためには、農村を訪れる都市住民や地域の子供たちが自然や農業について学ぶ場を創出したり地域住民が生活の中に生きがいを見つけるなど、その活用に配慮した基盤整備を推進することが必要です。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

◆現状

- ・小水力発電等の再生可能エネルギーは、二酸化炭素排出量の削減による環境に配慮した地域分散型エネルギーです。農業経営における維持管理費の軽減などの新たな価値や所得が生まれることで、地域の活性化につながることを期待されています。
- ・津市の水土里ネット中勢では、農業専用ダムである「安濃ダム」からの放流水を利用した小水力発電施設の建設が平成 26 年度から進められています。また、多気町の水土里ネット立梅用水では、落差式小水力発電装置（相反転方式）を利用した小水力発電施設が設置されています。

◆課題

県内の農業用水において小水力発電施設の設置の可能性を調査し、再生可能エネルギーの導入を検討することが必要です。

4 農業及び農村の多面的機能

農業及び農村の多面的機能がもたらすめぐみは、地域住民はもとより都市住民を含む国民全体が享受しています。この多面的機能を十分に発揮できるように、また、未来につなげていけるように、多様な主体による農地や農業用施設等の維持・保全活動や農業生産活動の継続に対し、様々な支援を実施する必要があります。

(1) 多様な主体による地域活動の維持

◆現状

- ・これまで農村では、農業の営みや人々の暮らしを通じて農業及び農村の有する持つ多面的機能が維持されてきました。近年、農村地域の高齢化、人口減少、農家と非農家の混住の増加等により、集落機能が弱体化し、地域の共同活動として行ってきた農道・農業用排水施設等の地域資源の維持管理活動が困難な状況となっています。
- ・平成 26 年度現在、多面的機能支払交付金より県内 546 組織、24,328ha で地域環境の保全等の活動に対して支援しています。
- ・これらの活動の優良事例報告や情報交換、組織運営や補修技術等の研修の場として、「みえのつどい」を開催し、地域活動の体制づくりの機運向上や地域住民の参加意識の向上を図っています。

◆課題

将来にわたって、農業及び農村の有する多面的機能を発揮するために、農業者や地域住民等が取り組む、生産基盤等の地域資源の基礎的保全活動及び農村環境の良好な保全等の地域資源の質的向上を図る共同活動等の支援をさらに広げていく必要があります。また、地域住民の自立的な活動となるような仕組みづくりや、活動の継続性が高まる組織づくりなどが必要となっています。

(2) 条件不利地域における農業生産活動等の維持

◆現状

- ・中山間地域では、平地と比べ、農地の勾配等によりもともと不利な農業生産条件であることに加え、人口減少や高齢化がより早く進行するなどに起因して、耕作放棄地の増加並びに集落機能の弱体化が深刻な状況にあります。また、ほ場や作業条件、鳥獣害の被害の増大等の不利性から、担い手の確保に支障を来しているため、耕作放棄地の増大や地域資源の維持管理不足から、多面的機能が低下しつつあり、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されています。
- ・中山間地域では、サル・シカ・イノシシなどによる農地や農作物への被害が増加しており、農業生産力だけでなく、営農意欲が低下するなど、深刻な問題となっています。
- ・生産条件が不利な地域において、生産基盤の管理方針や目指すべき農業生産体制、その実現のために取り組む活動等について、集落協定として平成 26 年に締結された県内 230 協定 1,697ha を対象として交付金による支援を行っています。

◆課題

人口減少や高齢化が顕著な地域では、農業生産活動等の維持が精一杯であり、生産性及び収益の向上や担い手の確保・定着などのより前向きで継続的な農業生産体制を整備するまでに至っていないことから、集落間連携や複数集落による集落協定の締結等も視野に入れ、農業生産活動の継続と多面的機能の発揮を図るための支援を行う必要があります。

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

農業は、人間の生命を維持するための食料を生産することはもとより、地域経済を支える重要な産業となっています。農業が持続的に発展し、食料が安定的に供給されるためには、農業生産を支える生産基盤が整備されるとともに適切な維持管理が行われ、その機能が将来にわたって適正に発揮される必要があります。

しかし、三重県の農業経営を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や資材価格の高騰などと相まって、生産性の高い農業を支える生産基盤の整備が求められるとともに、これまでに整備されてきた農業用排水施設などの生産基盤の老朽化が進行し、補修・更新が必要な時期を迎えるなど厳しい状況にあります。

こうしたことを踏まえて、農作物の収量や品質、農作業効率の向上をめざし、農地の機能の向上や農業用排水施設の整備など農業生産を支える基盤づくりを進めていきます。

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

農村は、農産物を安定的に供給する場であるとともに、農業生産を通じて国土や自然環境の保全などの重要な機能を発揮しています。その機能を持続的に発揮させるためには、農業の生産基盤の整備はもとより、地域の居住環境の整備や大規模災害等に備えた防災減災対策の強化を総合的に進める必要があります。

しかし、多くの農村では高齢化や過疎化が進行し、耕作放棄地の増加やコミュニティ機能の低下などが顕在化しており、特に中山間地域では、この傾向が顕著となっています。

こうした状況を踏まえて、住みよい農村生活の実現をめざした生活環境の整備や防災減災施設の整備など、農村の暮らしを支える基盤づくりを進めていきます。

役割3 地域の活動を支える体制づくり

三重県は、温暖な気候と、南北に細長く、平野から中山間、山間地と地形的な変化に富んでおり、地域ごとに特色ある農業が営まれ、農業生産活動とともに県土保全や水源かん養機能などの多面的機能を発揮しています。また、農村には長年にわたり受け継がれてきた農地や自然、文化、歴史、人などの優れた地域資源があります。

しかし、農村の過疎化や高齢化、混住化などにより地域の活力が低下する中で、地域の共同活動等によって支えられてきた、地域資源の維持保全や農業及び農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえて、住民のいきがづくりや地域の活性化はもとより就業機会の拡大等にもつながる地域資源の活用を進め、地域内外の多様な主体の参画による地域資源の維持保全活動が自立的な活動になるような仕組みづくりを進めていきます。

2 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、農業及び農村が持続的に発展していくために、中長期的な視野に立って地域の農業や農村の特性を活かすとともに、地域のニーズに応じた姿を描いて効果的・効率的な農業農村整備を実施していくことが必要です。

そのために、地域の農業者をはじめとする関係者が話し合っ、その地域ごとに農業及び農村の将来の姿を描くことが重要です。しかし、効率的な整備と適正な維持管理の実施にあたっては、限られた財政の中で支援する地域や整備する施設に重要度や地域住民への影響を考慮する必要があります。また、地域においては施設整備や維持管理にかかる費用や労力を負担していく体制を構築する必要があります。

こうしたことをふまえて、県は地域での計画づくりやその活動に能動的に加わり、関係市町、土地改良事業団体連合会をはじめとする土地改良区の皆さんとめざすべき姿を共有し、連携・協働して農業農村整備の推進を図っていきます。

本計画を策定するにあたっては、「地域特性に応じた生産基盤の整備」、「重要度や影響を考慮した生産基盤の整備」、「地域内外の多様な主体が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり」の、3つを取組展開に向けた基本視点としました。

これらの基本視点をベースにして、市町・土地改良区など関係する皆さんと一緒に農業及び農村の持続的な発展を支え、次世代につなぐ良好な農業の生産基盤の整備と多面的機能の発揮等に対する支援を総合的・計画的に実施していきます。

また農業及び農村において、生産性の向上や多面的機能の発揮等の施策を行うことについては、県民の皆さんの理解を得られるように、その必要性や役割を発信していきます。

基本視点1 地域特性に応じた生産基盤の整備

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、生産基盤の整備を進めるだけでなく、地域の農業経営や環境にあった農業の生産基盤の規模や機能などに対応することに加え、計画的な施設の更新や長寿命化対策、適正な維持管理が重要です。

都市近郊に位置する平地と高齢化や過疎化が深刻な中山間地域では、地域で抱える問題や必要となる取組は異なり、大規模で効率的な営農で生産性の向上をめざす平坦部や高齢農業者が協力し合いながら集落ぐるみで地域農業を守る中山間地域など様々です。

そのため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮した話し合いを行い、地域の農業及び農村の将来像を明らかにしたうえで、その実現のための生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点2 重要度や影響を考慮した生産基盤の整備

三重県では、これまで多くの生産基盤が整備されてきており、その多くの施設が高度経済成長の時代に整備されたものであるため、老朽化が進行し一部の施設は耐用年数を超えるなど、更新が必要な時期を迎えています。地域特性に応じた生産基盤の整備に加え、これら既存施設の更新・補修の取り組みを進めるにあたっては、農業生産に対する重要度や施設そのものの劣化状況とともに、損壊時に発生する人命や財産などへの被害の影響等も考慮して進める必要があります。

このため、農業生産に対する役割や既存施設の老朽度等の調査結果とともに農業生産に果た

す役割や県民のみなさんの生活への影響も踏まえて、安全や安心の確保に取り組んでいきます。

基本視点3 地域内外の多様な主体が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

農村の人口減少、高齢化の進行に伴う地域の活力低下や、土地持ち非農家の増加等により担い手農家への農地・農業用施設の維持管理に対する負担が増大しており、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となることが懸念されています。

このような中、生産基盤を適切に将来にわたって維持・保全していくためには、農業者だけでなく地域内外の多様な主体が維持・保全する取り組みを進める必要があります。

こうした取り組みに際して、県は市町とともに農業者や地域内外の多様な主体との話し合いに参画し、生産基盤の維持・保全や多面的機能の増進に資するため、それぞれの役割分担や多様な主体で支える体制づくりに取り組んでいきます。

3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿

農業及び農村の取り巻く情勢の変化を踏まえた農業の生産基盤づくりを進め、次世代に良好な形で継承するためには、「農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）」と「農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための政策（地域政策）」を車の両輪として推進し、地域の特性に応じた農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿を定め、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

① 農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿

- ◆農地の機能向上や農業用水のパイプライン化等が総合的に実施され、生産性の高い農業が展開されています。
- ◆農業の生産基盤の整備に併せて、担い手への農地の集積・集約化が進み、担い手の経営規模が拡大しています。

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

- ◆ハードとソフトを組み合わせた防災減災対策がより一層進み、災害に強い安全・安心な農村が形成されています。
- ◆老朽化した農業用ため池の改修や排水機場の機能の維持保全などが図られ、農家のみなさんが安心して営農できる環境が整っています。

③ 地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

- ◆中山間地域等^{*}において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤等が総合的に整備され、農業の持続性が確保されるとともに、農村の快適性や利便性が高まっています。
- ◆農村地域において、都市農村交流や地域資源を活用した経済活動等の取組の進展をとおり、農村の活力が向上しています。

^{*}中山間地域等：山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。

④ 地域の共同活動等が活発に行われ、農業及び農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

- ◆地域内外の多様な主体による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業及び農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
- ◆農業生産活動の継続と共に、地域資源の維持・保全活動を行う体制が整い、農業の生産基盤が適切に維持管理されています。

第5章 整備方針と主要取組

1 農業生産性の向上

(1) めざす方向

消費者に対して食料を安定的に供給するためには、農業の安定的な経営が求められています。農家数の減少及び農業従事者の高齢化が進む中、農作業や施設管理等の労力を低減させることは重要であり、そのために地域の実情に応じた生産基盤の整備による農業経営の効率化を図り、地域の担い手への農地利用集積を進めることによって農業生産性を向上させ、収益性の高い農業をめざします。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：基盤整備を契機とした農地の担い手への集積（面積）率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

②目標項目の説明

平成 37 年度までに整備済み及び着手予定の農地^{※1}のうち、担い手^{※2}への集積が図られた農地面積（ha）の割合。

※1 整備済み及び整備予定の農地：区画整理等の面整備（用水のパイプライン化等の整備も含む）。

※2 担い手：認定農業者、特定農業団体、集落営農等。

(3) 基本事業

①効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化

a) 数値目標項目名：基盤整備を契機として担い手への集積目標を持つ農地のパイプライン化進捗率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

平成 37 年度までに整備済み及び着手予定の農地のうち、パイプライン化を実施した面積（ha）の割合。

c) 目標の達成に向けた主要取組

水管理及び施設の維持管理の省力化のため、用水路のパイプライン化など農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進します。

②生産性の高い農業をめざした農地整備（区画整理）

a) 数値目標項目名：計画期間内における担い手への集積目標を持った農地のほ場整備率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

平成 37 年度までに整備済み及び着手予定の農地のうち、区画整理を実施した面積（ha）の割合。

c) 目標の達成に向けた主要取組

効率的で持続可能な営農活動が展開されるよう、意欲ある多様な農業者への農地集積などを生産基盤の整備と一体的に進めます。

2 安全・安心な農村づくり

(1) めざす方向

農村において安全で安心な暮らしを守るためには、決壊すると大きな被害を及ぼす農業用ため池の安全を確保するとともに、農地や農作物の湛水被害だけでなく、宅地、公共施設などへの被害を未然に防止する役割を持つ排水機場や農地海岸堤防などの防災施設の機能維持が必要です。

そのため、農業用施設や農地海岸堤防の老朽化・耐震調査結果に基づく危険度や被災時の影響等を考慮した計画的な整備を進めます。また、減災効果を高め住民の防災意識と安心感の向上のために、ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行うとともに、地域の防災体制の構築に取り組み、安心・安全な農村づくりをめざします。

また、被災時の施設被害軽減と早期の機能回復を図るために、三重県農業版 BCP（事業継続計画）を策定し、大規模災害の発生に備えます。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：防災減災対策によって被害が防止される面積（被害が未然に防止される面積）の割合

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

②目標項目の説明

耐震対策や長寿命化対策の緊急性が高い農業用ため池や排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備・耐震対策が進められることにより、災害が未然に防止される面積の割合。

(3) 基本事業

① 農業用ため池の決壊を防止する耐震対策

a) 数値目標項目名：耐震化整備を実施したため池か所数

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

老朽化した農業用ため池のうち耐震対策を実施したため池数。

c) 目標の達成に向けた主要取組

平成 26 年度末時点で耐震調査が完了し、耐震機能を有していないことが判明したため池のうち下流被害の大きいため池を主に、対策工事を進めます。

② 基幹的農業水利施設の耐震化及び長寿命化対策

a) 数値目標項目名：耐震対策及び長寿命化を実施した排水機場のか所数

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

数値目標項目名：県事業で整備した基幹的農業水利施設（用水路）の機能保全計画策定延長（km）

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 27(2015)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

排水機場の耐震対策及び長寿命化を実施した排水機場の数。

整備計画の計画期間である 10 年間に適切な管理が可能となる機能保全計画が策定された幹線用水路施設（以前に策定したものも含む）延長。

c) 目標の達成に向けた主要取組

平成 27 年度末までに、整備後 45 年を経過した排水機場のうち、想定される被害が大きい排水機場を主に、耐震対策及び長寿命化を進めます。

農業用施設の機能が安定的に発揮されるように適切な維持・管理を促進するとともに、長寿命化を図るための基幹的農業水利施設の機能診断と、その結果に基づいた的確な補修に繋がります。

3 農村の総合的な振興と活性化

(1) めざす方向

農村の高齢化、人口減少が進行するなか、特に中山間地域等では農業生産基盤整備、生活環境整備などの立ち後れが問題となっています。また、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が顕在化しています。

このため、地域の多様なニーズに応じた農業の生産基盤の整備、集落排水施設等の生活環境整備を総合的に推進するとともに、地域資源の活用に配慮した施設整備や再生可能エネルギーの導入等により、農業の持続的な発展と農村の生活環境の改善及び地域住民や農村を訪れる都市住民との交流・活性化を図ることで、住みよい農村づくりをめざします。

(2) 基本目標指標

① 目標項目名：生産基盤や生活環境の整備によって条件不利を解消する中山間地域等の集落数

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

② 目標項目の説明

生産基盤整備（農業用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災等）や生活環境整備（集落道、集落排水、集落防災安全施設、活性化施設等）を実施することにより、条件不利を解消する中山間地域等の集落数。

(3) 基本事業

① 農業集落排水施設の整備による生活環境の改善

a) 数値目標項目名：施設の新設並びに機能強化対策の整備地区数

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

農業集落排水事業で実施した新設処理施設及び機能診断結果に基づき整備を実施する機能強化対策の整備地区数。

c) 目標の達成に向けた主要取組

住みよい農村づくりに資するため、生活排水処理アクションプログラムに基づく計画的な農業集落排水施設の整備を進め汚水処理人口普及率の向上を図ります。また、市町による早期の機能診断の実施と老朽化した既存処理施設の機能強化対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

②基盤整備を契機とした農村地域の交流・活性化

a) 数値目標項目名：農村の活性化を促す生産基盤・生活基盤を整備した施設数

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

環境に配慮して整備した施設及び農道・集落道路の整備施設数。

c) 目標の達成に向けた主要取組

農村地域の活性化を図るため、農村の自然環境の保全や都市との交流、地域住民とのふれあいを促す施設等の整備と、農村地域へのアクセスを促すための農道・集落道の整備を推進します。

4 多面的機能の維持・発揮

(1) めざす方向

農業及び農村は、国土の保全・水源かん養・自然環境保全・良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、農業生産活動とともに地域の共同活動により支えられています。しかし、農村の人口減少や高齢化等により集落機能が低下し、共同活動の継続も困難な状況となっています。そのため、地域資源の維持保全活動や中山間地域の農業生産活動等の継続を支援することにより、将来にわたってこれらの多面的機能の維持・増進をめざします。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う集落率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

②目標項目の説明

農林業センサスにおける農業集落のうち、多面的機能の維持増進を図るための地域活動に取り組む集落の割合。

(3) 基本事業

①多面的機能支払事業の活動組織への支援

a) 数値目標項目名：地域資源保全活動支援面積（認定面積）率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

農林業センサスにおける経営耕地面積のうち、多面的機能支払事業に取り組む認定農用地面積の割合。

c) 目標の達成に向けた主要取組

地域の共同活動が困難となっている中で、地域資源の保全管理に取り組む意欲のある地区に対して、多面的機能支払いの支援を拡大していきます。

②中山間地域等直接支払の協定集落への支援

a) 数値目標項目名：中山間地域等直接支払協定面積率

現状値	中間目標案	整備計画の目標案
平成 26(2014)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
検討中	検討中	検討中

b) 数値目標項目の説明

中山間地域等直接支払事業該当農用地面積調査(H12 調査)の可能面積のうち、中山間地域等直接支払事業に取り組む協定面積の割合。

c) 目標の達成に向けた主要取組

・中山間地域等直接支払事業

中山間地域等において、農地の耕作放棄を未然に防止するために農業生産活動等を継続する取り組みに意欲のある集落を対象に、中山間地域等直接支払の支援を拡大していきます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

この計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、地域の特性を踏まえ関係団体、行政が連携し、それぞれの役割に応じた取組を行うことが重要です。

(1) 三重県の果たすべき役割

県はめざすべき姿の実現に向けて、地域の意向のとりまとめや計画づくりに能動的に加わるなど、この計画の推進に積極的に取り組むとともに、知識習得やファシリテーション力など、必要となる技術力の向上に取り組めます。また、国や市町、土地改良区等と連携し、農業者・地域住民の活動を支援する体制の構築に取り組めます。

(2) 市町に期待される役割

市町は農業者や地域住民にとって最も身近な行政機関であり、地域における農業者や地域住民の意向を把握したうえで、農業農村整備の施策推進方向を定め、地域の様々な取組を支援していくことが期待されます。

(3) 土地改良区に期待される役割

土地改良区は、土地改良事業団体連合会の指導・支援のもと、地域の意向をとりまとめ、農業用排水施設の整備や区画整理等の土地改良事業を実施するとともに、土地改良施設の適切な維持管理を行っていくことが期待されます。

(4) 農業者に期待される役割

農業者は、JA等の農業団体の取組とも連携を図りながら、自立的な農業をめざして農業経営に取り組むことが期待されます。また、地域の様々な活動を通じた地域住民との交流、多面的機能の発揮に向けた共同活動等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(5) 地域住民に期待される役割

地域住民は食料の消費者としてだけでなく、農業及び農村の持つ様々な役割を理解するとともに、食育の推進や環境問題への対応などに貢献することが期待されます。また、地産地消運動への参画や地域の様々な活動を通じた農家との交流、多面的機能の発揮に向けた共同活動等に積極的に参画することなどが期待されます。